

新制度施行後 5 年の経過措置に係る事項の 対応について

平成 31 年 1 月 28 日

5年後見直しに係る検討について

子ども・子育て支援法附則等の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2条第2項において、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

検討の進め方

その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

- (1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項
 - ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目
 - イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目
 - (2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項
 - ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項
 - イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など
- (1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

参 考

子ども・子育て支援法(平24法65)

附 則

(検討等)

第二条 1～3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

附 則(平成二四年八月二二日法律第六六号)

(検討)

第二条 1(略)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	第37回会議(H30.10.9開催)における方向性	その後の取組状況
<p>幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例</p> <p>幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例</p>	<p>保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を5年間延長する</p>	<p>第198回国会(常会)に提出予定の第9次地方分権一括法案により、認定こども園法一部改正法及び教育職員免許法を改正し、特例期間を5年間延長予定</p> <p>これにあわせて、保育士資格の取得に係る特例期間を5年間延長する告示改正を予定</p>
<p>みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置</p>	<p>経過措置は延長しない</p>	<p>年度内に経過措置は延長しない旨を周知予定</p>
<p>幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例</p>	<p>幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例と同様に5年間延長</p>	<p>第9次地方分権一括法案成立後、本特例の期間も5年間延長する旨を通知予定</p>
<p>新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置</p>	<p>幼児教育の無償化に伴い、本特例の必要性は失われる</p>	<p>年度内に事務連絡やFAQ等を通じ、自治体へあらかじめ周知予定</p>
<p>みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置</p>	<p>経過措置は延長しない</p>	<p>年度内に事務連絡やFAQ等を通じ、自治体へあらかじめ周知予定</p>

項目	第37回会議(H30.10.9)における方向性	その後の取組状況
地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置	<p>自宅以外の場所における家庭的保育事業については、経過措置を5年間延長</p> <p>小規模保育事業、事業所内保育事業については、経過措置は延長しない</p>	<p>自宅以外の場所における家庭的保育事業 …経過措置を5年間延長する省令改正を年度内に予定</p> <p>小規模保育事業・事業所内保育事業 …経過措置は延長しない旨を年度内に通知等で予め周知予定</p>
地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置	経過措置を5年間延長	<p>経過措置を5年間延長する省令改正を年度内に予定</p> <p>定員が20名以上であって、市区町村が適当と認める 企業主導型保育施設、地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を連携施設として位置付ける省令改正も年度内に予定</p>
小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)	経過措置は延長しない	経過措置を延長しない旨について、年度内に通知等であらかじめ周知予定
小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)	経過措置は延長しない	経過措置を延長しない旨について、年度内に通知等であらかじめ周知予定
放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置	「従うべき基準」の参酌化に係る検討と合わせ、経過措置の在り方を検討していく	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)により、放課後児童健全育成事業の職員に関する基準の参酌化が決定